

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯（一）

小松 良正

- 一 序論
- 二 請求併合に関する規定
 - (一) 一九六三年のミシガン一般裁判所規則における請求併合のルール（以上・第一九号）
 - (二) 一九七八年の規則改正草案
 - (三) 一九八五年のミシガン裁判所規則（2（1）（ト）まで本号）
- 三 当事者併合に関する規定
- 四 請求併合のルールと当事者併合のルールとの関係
- 五 わが国の民事訴訟理論への示唆

(二) 一九七八年の規則改正草案

(1) ミシガン一般裁判所規則二〇三第一項の問題点

ミシガン一般裁判所規則二〇三第一項の請求の必要的併合のルールは、当事者間におけるすべての権利についての紛争を单一の訴訟において解決することができる場合に、そのような紛争を单一の訴訟手続により解決するという要請から原告が同一事件から生じた被告に対して有するすべての請求を併合しなければならないと定める。原告がこの必要的併合のルールに違反して前訴において同一事件から生じた被告に対するすべての請求を併合しなかったときは、前訴において併合されなかつた請求に基づく原告の後訴は請求不併合に対する帰責性を前提として阻止されることになる。同時に、規則によれば原告にこのような請求不併合に対する帰責性が存在するだけで常に後訴が阻止されるとしているのではなく、原告に後訴の阻止という不利益を負わせるためにはさらに原告が前訴で併合を必要とする請求を併合しない場合に被告がその前訴の段階において原告の請求不併合に対して異議を申し立てることを要求している。したがつて、規則によれば原告の後訴が阻止されるのは、原告側に請求不併合に対する帰責性が存在するとともに、被告側には前訴において原告の請求不併合に対して異議の申立てを行なつたという要保護性が存在する場合である。規則二〇三第一項はこのようにして原告の利益と被告の利益との調和を図ろうとしているものと考えることができる。このような構成を有する規則の下での判例の展開についてはすでに前節において概観したので、次に判例上明らかとなつた規則二〇三第一項の問題点について整理することにする。

(イ) 規則二〇三第一項の請求の必要的併合のルールの適用範囲

規則二〇三第一項によれば原告は同一事件から生じた被告に対する数個の請求を併合しなければならないとされるが、この請求の必要的併合のルールがどのような適用範囲を有するかについては判例上見解が分かれた。まず第一に、規則二〇三第一項の請求の必要な併合のルールは、原告が被告に対して同一事件から生じた数個の請求を有する場合だけでなく、被告に対して同一請求についての数個の法的視点 (theories) を有する場合にも適用されるとする見解が存在する。⁽⁴⁾ この見解によれば、原告が被告に対して同一請求についての数個の法的視点を有するにすぎない場合にも規則二〇三第一項が適用されるから、原告が前訴においてそれすべての法的視点を提起せずかつ被告がその前訴でそれらの法的視点の不提起に対し異議の申立てをしなかつたならば、前訴において提起されなかつた法的視点に基づく原告の後訴は認められることになる。⁽⁵⁾ 第二に、規則二〇三第一項の請求の必要な併合のルールは、原告が被告に対し同一事件から生じた数個の請求を有する場合にのみ適用されるとする見解が存在する。この見解によれば原告が前訴において同一事件から生じた被告に対し有する数個の請求を併合せず、かつ被告が当該前訴で請求不併合に対する異議を申し立てなかつたときは、規則二〇三第一項により前訴で併合されなかつた請求に基づく原告の後訴の提起が認められる。⁽⁷⁾ これに対して、原告が同一請求についての数個の法的視点のみを有するにすぎないときは、同一事件から生じた数個の請求の存在を前提とする規則二〇三第一項の規定は理論上適用されないことになる。したがつて、原告が前訴において同一請求に関するすべての法的視点を提起しないときは被告がそれらの法的視点の不提起に対して異議の申立てをしなかつた場合でも規則二〇三第一項の適用はなく、前訴において提起されなかつた

法的視点に基づく原告の後訴は通常の既判事項の原則により阻止されることになる。⁽⁸⁾

(ロ) 前訴での原告の勝訴敗訴と被告の異議申立ての必要性

規則二〇三第一項後段によれば、前訴での原告の請求不併合に対して被告が当該前訴において異議を申し立てない場合、必要的併合のルールは放棄され判决は現実に争われた請求以外の請求を「吸合」(merge)しないと定める。⁽⁹⁾ 「吸合」とは前訴での原告勝訴判决の効力を意味するものとして使用される。そのため規則二〇三第一項後段の異議の放棄の規定は、原告が前訴において勝訴した場合にのみ適用され、前訴において原告が敗訴した場合には適用されないとする見解が判例により展開された。⁽¹⁰⁾ この見解によれば、前訴で原告勝訴判决が言い渡されるならば規則二〇三第一項が適用され、後訴の可否の決定は前訴での被告の請求不併合に対する異議申立ての有無により判断される。これに対して前訴で原告敗訴判决が言い渡されるならば規則二〇三第一項の適用はなく、前訴での被告の異議申立ての有無にかかわらず後訴が阻止されることになる。⁽¹¹⁾ このような見解に対しては、規則における「吸合」(merge)という用語は広い意味で使用され前訴での原告敗訴判决の効力を意味する「阻止」(bar)をも包摂するものであり、それゆえ後訴の可否は前訴での原告の勝訴敗訴とは無関係に前訴での被告の異議申立ての有無により画一的に決定されるとする判例が対立した。⁽¹²⁾

(ハ) 当事者の防禦方法の不提出と相手方の異議申立ての必要性

原告がわが国の消極的確認請求訴訟に相当する宣言的判决を求める訴訟を提起するような場合、原告は被告に対して通常数個の防禦方法 (defenses) を有する。そして、これら数個の防禦方法のそれぞれが規則二〇三第一項にお

ける「請求」を構成するかが問題となるが、これを肯定する判例が存在している。⁽¹³⁾ この判例の立場によれば被告に対して同一事件から生じた数個の防禦方法を有する原告は数個の請求を有することになり、前訴で提出されなかつた防禦方法に基づく原告の後訴の可否は、前訴での被告の異議申立ての有無により決定されることになる。これに対して、原告が数個の防禦方法を有するにすぎないときは規則二〇三第一項の適用はないとする判例が存在する。⁽¹⁴⁾ この見解によれば前訴で提出されなかつた防禦方法の後訴での提出の可否については規則二〇三第一項の適用はなく、それゆえ前訴での相手方の異議申立ての有無とは無関係に原則としてこれらの防禦方法の後訴での提出は阻止されることになる。⁽¹⁵⁾

(ニ) 被告の請求不併合に対する異議申立ての規定の不機能とその必要性

規則二〇三第一項をめぐる以上の判例の展開について注目される点は、裁判所がその規則の後段における被告の請求不併合に対する異議申立ての規定の適用を可能な限り回避しようとする解釈上の努力を行なってきたということである。そのための法技術として裁判所は規則二〇三第一項の適用範囲から原告が被告に対して同一請求についての数個の法的視点を有するにすぎない場合を除外し、またこの規則の適用範囲を前訴での原告勝訴の場合に限定する解釈をし、さらに防禦方法と請求とを区別するという解釈をすることによって被告が前訴で異議を申し立てなかつた場合にもなお後訴が遮断されるとする結論を導いてきた。裁判所がこのような純粹な形での原告の請求の必要的併合のルールを形づくってきた主たる理由は、前訴で原告が併合を必要とする請求を併合しない場合に、被告がこれに対して異議申立てをすれば原告に併合されていない請求の存在を認識させることになるためその異議を申し立てない場合が

多く、その結果その異議が放棄され单一の紛争が分断されてしまうことに基づく。⁽¹⁶⁾ このような判例の傾向は規則における被告の請求不併合に対する異議申立ての規定が適切に機能していないことを示すだけではなく、その異議申立ての規定の必要性 자체についても疑いを生じさせるものであった。

- (一) MICHIGAN GENERAL COURT RULE 203.1. (1963); See, Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision
 38 MICH. STATE BAR JOURNAL 7, at 70 (1959).

(11) *Ibid.*

(12) Rogers 事件におけるミシガン州最高裁の多数意見による見解を採用した。この点の詳細については、拙稿・前掲注(3)

國士館法学第一九号一七〇頁以下参照。

(13) *Continental Cas. Co. v. Enco Associates, Inc.*, 66 Mich. App. 46, 238 N. W. 2d 198 (1975) における控訴裁判所の判決は、いのちの立場に立つ。

(14) 前掲注(13)の事件での第一審裁判所が、のちに判決を譲り渡した。

(15) See, 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED 268 (2d. ed. Pocket part 1982).

(16) Martin, *Motions Practice, Parties, Joinder, and Change of Venue Under the Michigan Court Rules of 1985*, 63 MICHIGAN BAR JOURNAL 931 (1984); Friedenthal, *Joinder of Claims, Counterclaims and Cross-Complaints: Suggested Revision of the California Provisions*, 23 STAN. L. REV. 12 n. 47 (1970).

(2) ミシガン裁判所規則の審査および統合のための委員会の設置

一九七三 年九月、ミシガン州法律家会議はミシガン州最高裁判所に対するミシガン州における現行諸裁判所規則を廃止し、すべての民事裁判所に対して単一の裁判所規則を適用することができる」とを求める見解を公表した。⁽¹⁷⁾これを受けてミシガン州最高裁は一九七五年六月にミシガン裁判所規則の審査および統合のための委員会を設置しつての委員を任命することを決定した。⁽¹⁸⁾この委員会の作業に従事したのは約四十名の裁判官、弁護士および裁判所事務局員(court administrators)であった。⁽¹⁹⁾この委員会の主たる任務はまず第一にミシガン州内に存在する多数の諸裁判所規則を単一の新たなミシガン裁判所規則に統合するのであった。ミシガン州には一九七三年制定のミシガン一般裁判所規則のほか、地方裁判所規則(District Court Rules)、検認裁判所規則(Probate Court Rules)、少年裁判所規則(Juvenile Court Rules)、ロイヤル・プリーズ裁判所規則(Common Pleas Court Rules)、都市裁判所規則(Municipal Court Rules)、小額請求裁判所規則(Small Claims Court Rules)があつた。その他にも多数の地域的裁判所規則(local court rules)および司法行政上の命令(administrative orders)が存在しており、多数の訴訟手続が錯綜していたため多くの訴訟手続上の問題を生じさせていた。⁽²⁰⁾以上のような諸裁判所規則の整理統合という任務と併せて委員会の第一の任務とされたものは、新たなミシガン裁判所規則の模範とされるであろう一九六三 年制定のミシガン一般裁判所規則についてこれまで明らかとなつたその適用上の問題点を検討し必要な改正を行なうところとした。⁽²¹⁾委員会によるたび重なる審議の後、一九七七年七月に最終的に新しいミシガン裁判所規則に関する草案が採択され最高裁に提出された。翌年、最高裁は委員会により提出されたこの草案の採用を検討中である旨を公表した。⁽²²⁾

(17) Dean, *A Review of the proposed Michigan Court Rules*, 57 MICH. S. B. J. 127 (1978).

(18) *Ibid.*

(19) *Ibid.*

(20) *Ibid.*

(21) *Id. at* 128.

(22) *Id. at* 127.

(3) 規則110-11第一項に関する委員会の改正案

委員会はミシガン一般裁判所規則110-11第一項の請求の必要的併合のルールに関する規定について次のような改正

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小松)

案を提案した。⁽²³⁾

ルール11・11011 請求の併合、反訴および共同訴訟人間請求

A項 請求 (Claims) 訴え (complaint) は、訴答者が訴答送達の時点で相手方当事者に対して有するコモン・ローまたはエクティ上のすべての請求がその訴訟の主題である取引または事件から生じ、かつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得できない第三当事者の出廷を必要としないときは、請求としてそれらすべての請求を陳述しなければならない。

請求の必要的併合に関する以上のような委員会の改正案について第一に注目される点は、相手方当事者が申立てたは審理前協議において原告の請求不併合に対して異議を申し立てないときはその異議は放棄されたものと定める現行規則の第一項後段が削除されている点である。その理由として、委員会は *Purification Systems v. Mastan Company* 事件における控訴裁判所の判決を支持したことを探げている。⁽²⁴⁾ *Mastan* 事件では前訴での被告の異議申立ての不存在にもかかわらず既判事項の原則に基づき後訴が排斥されたのであり、これは規則11011第一項後段の被告の異議申立ての規定が適切に機能していないことを証明しているとする。⁽²⁵⁾ このような委員会の改正案は、紛争の一体的な解決という要請から原告が同一事件から生じた被告に対して有する数個の請求を单一の訴訟手続において併合しなければならないとする、いわば純粹な形での請求の必要的併合のルールを採用したものと理解することができ。この委員会の改正案によれば、まず第一に請求の必要的併合のルールは原告が被告に対して同一事件から生じた数個の請求を有する場合だけでなく被告に対して同一請求についての数個の法的視点を有するにやむない場合にも適用され得るとの見解をとる場合でも、異議申立ての規定が削除されるため前訴において併合されなかつた請求に基づく後訴及び前訴において提起されなかつた法的視点に基づく後訴は、前訴での被告の異議申立ての不存在にもかかわらずいずれも阻止されることになる。また、請求の必要的併合のルールは原告が被告に対して同一事件から生じた数個の請求を有する場合にのみ適用されるとする見解をとる場合においても、被告の異議申立ての規定が削除されるため前訴において併合されなかつた請求に基づく原告の後訴は前訴での被告の異議申立ての不存在にもかかわらず阻止される。またこの見解によれば被告が同一請求についての数個の法的視点のみを有するにすぎないとときは規則11011第一項は適用されず、それゆえ前訴において提起されなかつた法的視点に基づく原告の後訴は、前訴での被告の異議申立ての不存在にもかかわらず既判事項の原則により阻止されることになる。したがつて、委員会の改正案の下ではいずれの見解を採用した場合においても同一の結論が導き出されることになる。⁽²⁶⁾ 第二に、委員会の改正案では前訴での原告勝訴判決の効力を意味する「吸合」という用語を包含していた規則11011第一項後段の規定が削除されているため、前訴での原告の勝訴敗訴とは無関係に前訴において併合されなかつた請求に基づく原告の後訴は阻止されると解釈することができるようだと思われる。⁽²⁷⁾

- (23) W. LEWIS, PROPOSED COURT RULES OF THE SUPREME COURT OF MICHIGAN, 402A MICHIGAN REPORTS 154 (1978); Dean, *A Review of the proposed Michigan Court Rules*, 57 Mich. S. B. J 132 (1978).
- (24) 40 Mich. App. 308, 198 N. W. 2d 807 (1972).
- (25) W. LEWIS, *supra* note 23, at 154; Dean, *supra* note 23, at 132.
- (26) W. LEWIS, *supra* note 23, at 154.

”ハガソ裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小説)

(27) 前述、本稿一(1)(1)(イ) 参照。
 (28) 前述、本稿一(1)(1)(ロ) 参照。

(4) 規則二〇三第一項についての委員会の改正案に対する批判
 規則二〇三第一項についての委員会の改正案に対しては、ミシガン一般裁判所規則の制定に関与したことのある Needham 教授により詳細な検討が加えられ、請求の必要的併合のルールについてきわめて有益な批判と提案がなされている。⁽²⁹⁾ 教授の見解は請求の必要的併合のルールを考察する上で非常に重要な示唆を与えるものと思われるので、彼がその改正草案について行なった批判と提案について検討してみたい。

(イ) 規則後段の放棄の規定の必要性

Needham 教授は、委員会の改正草案において規則後段の必要的併合のルールの放棄の規定が削除されたことに反対して次のように述べる。規則二〇三第一項の意図した目的とは、原告が被告に対し同一事件から生じた数個の請求を有するにもかかわらず前訴においてそれらすべての請求を併合提起せず、前訴において併合されなかつた請求に基づく後訴を提起する場合、後訴の可否を前訴での被告の請求不併合に対する異議申立ての有無により画一的に決定しようとすることである。⁽³⁰⁾ それゆえ、もし委員会の改正案のようにこの後段の放棄の規定が削除されるならば、後訴の可否の決定基準をコモン・ローの下での单一の訴訟原因の概念および改正案の下での同一の取引または事件という概念に求めなければならなくなり、後訴の可否の決定について不確実性が生ずる。⁽³¹⁾ これに対して、現行規則二〇三第一項によれば原告の後訴が前訴におけると同一の訴訟原因の一部または同一の取引または事件の一部を構成するとし

ても、前訴での被告の異議申立ての有無により後訴の可否が画一的に決定されるのであり、それゆえ現行規則はコモン・ロー上の原則または委員会の改正案よりも望ましいものであるとする。⁽³²⁾

(ロ) 必要的反訴の規定の包摶

原告は規則二〇三第一項に基づき同一の取引または事件から生じた被告に対して有する数個の請求を单一の訴訟において併合しなければならないが、被告が原告に対して原告の訴訟と同一の取引または事件から生じた請求を有する場合、これを反訴として提起するかどうかは規則二〇三第二項の規定により被告の意思に委ねられている。⁽³³⁾ それゆえ、現行規則の下では被告がこのような反訴を提起するかどうか自体は被告の自由であるが、一旦被告がこのような請求の一つを原告の訴訟において反訴として提起するならば、規則二〇三第一項の規定の趣旨に基づき被告は原告により請求不併合に対する異議申立てがなされることを条件としてその取引または事件から生じたその他のすべての請求を反訴として併合提起しならないとの解釈が採られている。⁽³⁴⁾ このような規則の構成に対して、Needham 教授は規則後段の放棄の規定の存続を前提とした上で、被告は規則二〇三第一項に基づき原告の訴訟と同一の取引または事件から生じた原告に対する請求を反訴として提起しなければならないとする、限定的な意味での必要的反訴のルールを採用すべきことを提案している。⁽³⁵⁾ この提案によれば、原告により請求不併合に対する異議の申立てがなされる限りにおいて被告は原告の訴訟と同一の取引または事件から生じた請求を反訴として提起しなければならないのであり、その限りにおいて反訴の提起 자체が強制されることになる。⁽³⁶⁾

(ハ) 重複訴訟の禁止の規定

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(二)(小松)

原告が同一事件から生じた被告に対して有する数個の請求を单一の訴訟において併合しなければならないとする請求の必要的併合のルールは、次のような二つの適用の可能性を有する。まず第一に、原告が前訴において同一事件から生じた被告に対する数個の請求のうちの一つの請求に基づいて前訴を提起しそれについての判決が言い渡された後、前訴において併合されなかつたその他の請求に基づいて後訴を提起する場合にその後訴が排斥されるという形で適用される。⁽³⁷⁾ 第二に、原告が同一事件から生じた被告に対して有する数個の請求のうちの一つの請求についての訴訟係属中に、他方の請求に基づいて別訴を提起する場合に、原告が同一事件から生じたそれらのすべての請求を单一の訴訟に併合することを要求するという形においてもまた適用される。⁽³⁸⁾ 委員会の改正案は請求の必要的併合のルールが有する後者の重複訴訟禁止の原則の側面を明らかにしていないため、Needham 教授はその原則およびその原則に対する例外とが規則に包摂されるべきことを主張している。彼はその模範を連邦民事訴訟規則上の必要的反訴の規定に求めるがそれはミシガン州では多少異なる意味をもつのであり、原告側の必要的請求併合のルールと被告側の必要的反訴のルールの双方に妥当するのである。⁽³⁹⁾ そして、ミシガン州において重複訴訟禁止の原則に対する例外とされるのは、原告が同一事件から生じた被告に対して有する数個の請求のうちの一つについて訴えを提起したときに、そのほかの請求についてすでに係属中の訴訟が（a）他州に係属中の訴訟である場合、（b）連邦裁判所に係属中の訴訟である場合、および（c）異議申立てがなされない場合に必要な請求併合のルールおよび（または）必要的反訴のルールが放棄されることによりミシガン州に係属中の訴訟の場合であるとする。⁽⁴⁰⁾

（ii）阻止（bar）の規則への包摂

判例によれば規則二〇三第一項後段の規定は前訴での原告勝訴判決の効力を意味する「吸合」（merger）だけではなく前訴での原告敗訴判決の効力を意味する「阻止」（bar）をも包摂しており、それゆえ前訴での原告の勝訴敗訴とは無関係に後訴の可否は前訴での被告の異議申立ての有無により画一的に決定されるものと解釈されてきたが、Needham 教授はこれを規則に明記すべきであると主張する。⁽⁴¹⁾ これによって、前訴での敗訴原告をも後訴の遮断といふ苛酷な結果から保護することができるとしている。もともとのような見解に対しては、まず第一に原告は前訴において訴えの変更により可能性のあるすべての請求についての審判を申し立てずに敗訴するならばそのような原告を保護する必要はないとの批判がなされる。しかし、彼は訴えの変更を自由に認めるという政策によっても原告を救済できる可能性は少ないのであろうと反論する。なぜなら、原告が最初の請求についての証明の失敗の可能性を発見し訴えを変更しようとする時点では訴訟は相当程度進行しているため、この時点で原告の訴えの変更を認めるならば被告に対して著しい不利益を生じさせることがあるからである。請求の性質を変更することは提出される攻撃防禦方法を変更することであるから、被告の利益保護という観点から訴訟の遅い段階では原告は訴えの変更を求めることができないのである。⁽⁴²⁾ また第二に教授の見解に対しても、原告が前訴で敗訴するような場合には通常コラテラル・エストッペルの原則が原告の後訴を排斥するであろうから、規則に「阻止」という用語を追加する必要はないとの批判がなされる。これに対して彼は、コラテラル・エストッペルは一般評決（general verdict）がなされる関係でそれほど十分には機能しないことを指摘してその批判に反論している。⁽⁴³⁾

(ホ) 訴答においてなされるべき異議申立て

一般裁判所規則二〇三第一項は申立て（motion）によるまだ審理前協議（pretrial conference）との異議申立てを規定しているため、被告が事実審理の直前に申立ての方式により異議を行なうことを可能にしている。そのため原告は併合されない請求を喪失するかまたは訴えを変更して最初から手続を始めなければならない、被告は訴訟戦術上時間を稼ぐことができるという結果を生じさせている。⁽⁴⁷⁾ また、審理前協議についてもそれが常に開かれるとは限らないため、これを異議申立てのための期日として使用するにはできない。⁽⁴⁸⁾ このような理由から、Needham 教授は請求不併合に対する異議の申立ては訴答（pleading）において提起する」とを要求するのが適切であると主張する。⁽⁴⁹⁾ 訴答は後に変更することができるので異議申立てのための一定の期間を与えるものではないが、裁判官が不利益の生ずる場合にその変更を許可しないという権限を行使する」とにより濫用を防ぐことができる」とをその理由として指摘する。⁽⁵⁰⁾

（ク） コラテラル・エストップルの規則への明記

一般裁判所規則に関する委員会の注釈書によれば、規則二〇三第一項はコラテラル・エストップルに影響を及ぼれない」とが示されているが規則にはそれが明示されていないため、この点を明確にする必要から Needham 教授は規則二〇三第一項がコラテラル・エストップルに影響を与えない」とを明記する」とが望ましいとしている。⁽⁵¹⁾

（ヘ） Needham 教授による規則二〇三第一項についての改正案

Needham 教授は委員会の改正案についての以上のような検討を通して、この改正草案に代わる次のような改正案

を提案している。

ルール二〇三第一項 必要的請求および反訴 訴答は、それが送達される時点において訴答者が相手方当事者に対して有するコモン・ローまたはエクイティ上の請求が訴訟の主題である取引または事件から生じ、かつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得するとのできない第三当事者の出廷を必要としないときは、請求または反訴としてそれらのすべての請求を陳述しなければならない。ただし、訴訟が開始された時点において当該請求が他の係属中の訴訟の対象である場合に、当該請求が陳述される必要のない場合を除く。不適当な請求の併合または併合を必要とする請求を併合しない」とについて異議の申立てがなされないとときは必要的併合のルールは放棄されるものとし、判決は現実に争われた請求以外の請求を吸合または阻止しないものとする。その異議申立てが有効とされたためにはそれは訴答においてなされなければならない。このルールはコラテラル・エストップルに影響を及ぼさない。⁽⁵²⁾

(29) *See, Needham, GCR 203. 1 : A Splitting Headache*, 57 Mich. S. B. J. 842—847 (1978). Needham 教授は、一九六三年に施行されたミシガン一般裁判所規則の制定に際して中心的役割を果たした訴訟法改正に関する合同委員会のリサーチ・アシスタントを務めていた。

(30) *Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision*, 38 Mich. S. B. J. 10 (1959); 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED 476 (2d ed. 1962). また、規則二〇三第一項における前訴での必要的請求併合のルールの放棄の規定のあり田舎^{トカシ}にて、拙稿・前掲注（3）国土館法学第一九号一四六頁—一四七頁参照。

(31) Needham, *supra* note 29, at 844.

- (32) *Ibid.*
- (33) 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 30, at 479. “ハガノ「一般裁判所規則」〇〇第一項では「訴狀 (pleading)」と規定されています。
- (34) *Ibid.*
- (35) Needham, *supra* note 29, at 844- 845.
- (36) “ハガノ序における訴訟法改正に関する合団委員会が最初に起草した一般裁判所規則〇〇第一項の草案によれば、原告側の必要的請求併合のルールだけではなく原告の請求と同一の取引または事件が生じた反訴はその訴訟に併合されなければならぬとする被告側の必要的反訴のルールもまた規定されました。Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision, 38 Mich. S. B. J. 70 (1959); 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, *supra* note 30, at 479. ハガノの筆による、拙稿・前掲注(33) 国土館法学第一九号一四八頁参照。
- (37) Blume, *The Scope of a Cause of Action - Elimination of the Splitting Trap*, 38 Mich. S. B. J. 10, at 12 (1959).
- (38) *Ibid.* わが国における近時、両訴に係る請求が同一ではない場合における併合の請求の間に一定の関連性が存在する場合には、民訴法二二二一条の一重起訴の禁止の規定を適用してそれらの請求の併合を要求するよりより紛争の一体的な解決を図らうとする見解が有力に主張されています。この点について、住吉博「重複訴訟禁止原則の再構成」『民事訴訟論集第一卷』二五五頁以下(昭五三), 村松俊夫ほか編『判例コンメンタール民事訴訟法Ⅱ』四一〇頁〔住吉博〕(昭五九), 新堂幸司・民事訴訟法(第二版)一五七頁以下(昭五六) 参照。また、鈴木正裕ほか『注釈民事訴訟法』三五五頁〔井上治典〕(昭六〇) は、後発訴訟が制限を受ける場合として二つの態様があり、一つは当該訴訟手続の上であれ別訴であれおも訴えの提起されるものが禁止される場合と、もう一つは訴訟自体が禁止されるわけではないがそれを当該訴訟手続においてではなく独立の別訴で訴求することができるとする。そして前者を狭義の一重起訴の禁止、後者を重複手続の禁止として区別している。なお、一重起訴の禁止に関する問題点について、加藤哲夫「一重起訴の範囲と効果」民訴法の年点(新版)一五八頁以下(昭六三) 参照。
- (39) Needham, *supra* note 29, at 845. 訴訟法改正に関する合団委員会が最初に起草した一般裁判所規則〇〇第一項の草案における事項を規定しました。See, Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision, 38 Mich. S. B. J. 69 (1959).
- (40) Needham, *supra* note 29, at 845.
- (41) *Ibid.*
- (42) Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Association of Grosse Pointe Woods, 405 Mich. 609, 275 N. W. 2d 499, at 504-507 (1979). また、拙稿・前掲注(33) 国土館法学第一九号一七〇頁-一七二頁参照。
- (43) Needham, *supra* note 29, at 845.
- (44) *Id.* at 846.
- (45) *Ibid.*
- (46) *Ibid.* 評決とは、通常なわれる評決として陪審が原被告の勝訴敗訴について(時にはその程度についても)判断する一般評決(general verdict)と、陪審が特定の事実上の問題について判断するためを求められる個別評決(special verdict)が存在する。H. BLACK, LAW DICTIONARY 1398 (5th. ed. 1979). また、ハガノの筆の詳細について、田中英夫・英米法総論(上)四六六頁以下(昭五五) 参照。
- (47) Needham, *supra* note 29 at 846.
- (48) *Ibid.*
- (49) *Ibid.*
- (50) *Ibid.*
- (51) See, Report of Joint Committee on Michigan Procedural Revision, 38 Mich. S. B. J. 70 (1959); 1 J. HONIGMAN, “シガノ裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小説)

& C. HAWKINS, *supra* note 30, at 476. まだ、いの点について拙稿・前掲注(3)早大法研論集第三六号一五一頁、および同・前掲注(3)國士館法学第一九号一四七頁参照。

(52) Needham, *supra* note 29, at 846.

(53) *Id.* at 844-845.

(III) 一九八五年のミシガン裁判所規則

1 新規則の目的と体系

一九七八年にミシガン州最高裁判所により公表された委員会の規則改正草案は、それについての意見を求めるための六ヶ月の期間の経過後ミシガン州最高裁により審査され、上述の意見や制定法の改正、判例法の展開およびそれまでの規則の改正等に応じて変更が加えられた。⁽⁵⁴⁾ またその際に当初委員会の改正草案には含まれていなかつた新たな規則が設けられ、控訴裁判所および最高裁判所に適用される規則、検認裁判所の少年部に関する訴訟手続に適用される規則、および債権（仮）差押え（garnishment）ならびに差押え（attachment）に関する規則が新設された。⁽⁵⁵⁾ 以上のような修正を受けた改正草案はやむにミシガン州法律家団体（State Bar）の種々の委員会および裁判官協会（judges associations）の委員会により検討された。そして最終的に一九八四年八月にミシガン州最高裁により新たなミシガン裁判所規則（Michigan Court Rules of 1985）の採用が決定され、この新規則は翌年の三月に施行された。⁽⁵⁶⁾ この新しい規則の制定における基本的な目的とは、それぞれの種類の裁判所の個別的な規則を可能な限り取り除き、原則として单一の基本的な訴訟手続をすべての裁判所に適用することができるようになることである⁽⁵⁷⁾ことになつた。

な限り取り除き、原則として单一の基本的な訴訟手続をすべての裁判所に適用することができるようになることである⁽⁵⁸⁾ことになつた。この新しい規則の制定における基本的な目的とは、それぞれの種類の裁判所の個別的な規則を可能な限り取り除き、原則として单一の基本的な訴訟手続をすべての裁判所に適用することができるようになることである⁽⁵⁹⁾ことになつた。この新しい規則の制定における基本的な目的とは、それぞれの種類の裁判所の個別的な規則を可能な限り取り除き、原則として单一の基本的な訴訟手続をすべての裁判所に適用することができるようになることである⁽⁶⁰⁾ことになつた。この新しい規則の制定における基本的な目的とは、それぞれの種類の裁判所の個別的な規則を可能な限り取り除き、原則として单一の基本的な訴訟手続をすべての裁判所に適用することができるようになることである⁽⁶¹⁾ことになつた。この新しい規則の制定における基本的な目的とは、それぞれの種類の裁判所の個別的な規則を可能な限り取り除き、原則として单一の基本的な訴訟手続をすべての裁判所に適用することができるようになることである⁽⁶²⁾ことになつた。

2 ミシガン裁判所規則における請求併合のルール

新しいミシガン裁判所規則における請求併合のルールは規則二・二〇三に規定され⁽⁶³⁾、次のような五項からなる構成を有する。すなわち、A項は必要的併合を、B項は任意的併合を、C項は相手方の請求を越える反訴を、D項は共同当事者に対する共同訴訟人間請求を、E項は反訴または共同訴訟人間請求の提起の時期を、そしてF項は弁論の分離および判決の分離を規定する。本節ではこれらのうち特に新ルールの下での請求の必要的併合のルールを中心に考察し、その後その他の請求併合のルールについて検討を加えることにしたい。

(1) 請求の必要的併合

ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小松)

新規則の下での請求の必要な併合のルールは次の通りである。

ルール二・二〇三 請求の併合、反訴および共同訴訟人間請求

(A)項 必要的併合 (Compulsory Joinder)

(1)相手方に対し請求を陳述する訴答において、訴答者は、訴答書面送達の時点において相手方に対して有する請求が訴訟の主題である取引または事件から生じかつその裁判のために裁判所が管轄権を獲得することのできない第三当事者の出廷を必要としないときは、それらすべての請求を併合しなければならない。

(2)訴答、申立てまたは審理前協議において、不適当な請求の併合についてまたは併合を必要とする請求の不併合について異議が申し立てられないときは併合のルールは放棄されるものとし、判決は現実に争われた請求のみを吸合する(merge)ものとする。このルールはコラテラル・エストッペルに対して、または单一の請求について異なる法的視点に基づき再訴することとの禁止に対しなんらの影響も与えない。

この新規則における請求の必要な併合のルールでは旧規則において生じたいくつかの問題点を解決するための改正が試みられているが、旧規則の改正の際にその適切性が議論された請求不併合に対する被告の異議申立ての放棄の規定は(A)項(2)号により存続させられることが明らかにされた。この新規則に付されている註釈は、そのような異議申立ての放棄の規定について次のような改正がなされたことを指摘する。第一に、当事者は申立てまたは審理前協議においてだけではなく訴答においてもまた請求不併合に対する異議申立てを行なうことが可能とされたことである。⁽⁶⁴⁾また第二に、異議申立ての放棄のルールは、コラテラル・エストッペルまたは単一の請求について異なる法的視点に基づく新規則における請求の必要な併合のルールの有する特質を明らかにしてみたい。

(イ) 連邦民事訴訟手続との比較

ミシガン州における必要な併合のルールと連邦民事訴訟手続におけるそれを比較すると、両者は外見上かなり相違する制度であるようにみえる。なぜなら、ミシガン裁判所規則では原告側の必要な請求併合のルールは存在するが被告側の必要な反訴のルールは存在しない一方で、連邦法上は原告側の必要な請求併合のルールは存在するが被告側の必要な反訴のルールは存在しているからである。⁽⁶⁵⁾しかし、これらの外見上の相違は次のような理由でそれほど重要ではない。なぜなら、まず第一に連邦民事訴訟規則には原告側の必要な請求併合のルールは存在していないが、原告が单一の「訴訟原因」を分割してその一部について前訴を提起し、その判決の後その訴訟原因の他の部分について後訴を提起しようとする場合、連邦裁判所はコモン・ロー上の「吸合」(merger)という訴訟原則を適用してその後訴請求を排斥しようとするからである。そしてこれは原告側における必要的請求併合のルールと実質的に同一の機能を有するのである。⁽⁶⁶⁾また第二に、ミシガン裁判所規則には被告側の必要な反訴のルールは存在しないが、そのことが

⁽⁶⁵⁾ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(二)(小松)

ら被告が前訴で反訴として提起することができたにもかかわらず提起しなかつた請求を後訴において提起することができ、既判事項の原則を回避することができるということにはならない。⁽⁷⁰⁾ ミシガン裁判所規則において必要的反訴のルールが存在しないことは、被告が反訴を提起せず当該請求を別の訴訟で提起しても、後に前訴での被告の反訴の不提起自体を防禦方法として利用することはできないことを意味するにすぎない。⁽⁷¹⁾ しかし、もしそのような場合に後訴請求を許すことが前訴での結論と矛盾することはできないことを意味するにすぎない。⁽⁷²⁾ それゆえ、例えば原告が被告に対し契約上の売買代金支払を求める前訴を提起し勝訴するならば、前訴被告はその物に瑕疵が存在したことを理由として原告に対して後訴を提起することは排斥されなければならない——少なくとも、当該主張事実を前訴の段階で知ることができたことを前提として——。後訴における救済を認容することは前訴判決を覆滅するであろう。なぜなら、前訴判決は当然に原告が売買代金支払いを受ける権利を有するという前提に基づくからであり、さらにそれは原告がその契約に基づき適切な履行をなしたという前提に基づくからである。⁽⁷³⁾ しかしこれとは対照的に、連邦民事訴訟規則一三条(a)項のような必要的反訴のルールによれば、被告が前訴で勝訴した場合であっても当該被告による後訴請求は排斥されるのである。このような関係から、必要的請求併合のルールと必要な反訴のルールは次のような優越した目的を有することが理解される。すなわち、これらの双方のルールは、すべての関連性を有する請求を单一の訴訟に併合することを要求することにより効率性 (efficiency) を実現しようとするのをその目的としているのである。⁽⁷⁴⁾ 前述のようにミシガン州における前訴で反訴として提起すべきであった請求に基づく後訴が禁止されたとする原則は、判決の一貫性 (consistency) と安定性 (stability) の原

則によるものであり効率性の原則によるものではない。⁽⁷⁵⁾ したがって、その原則は必要的請求併合または必要的反訴のルールとは関係がないのである。⁽⁷⁶⁾

(ロ) 規則二・二〇三(A)項の適用を受ける当事者

ミシガン裁判所規則二・二〇三(A)項一号は、「訴え」 (complaint) ではなく「訴答」 (pleading) について適用されると規定することにより旧規則よりもさらに広い適用範囲を有する。このルールが実際に必要的併合のルールとして適用される限りで、それはすべての当事者の請求——反訴、共同訴訟人間請求等——について適用される。⁽⁷⁷⁾ しかし、このルールは、ミシガン裁判所規則には存在していない必要的反訴のルールとは異なる。⁽⁷⁸⁾ なぜなら、規則二・二〇三(A)項一号は反訴の提起を要求してはいないからである。⁽⁷⁹⁾ この規則はもっぱら「もし」ある者がある反訴を提起するならば、当該反訴提起者はその反訴の主題である「取引または事件」から生じたその他のすべての請求を反訴として提起しなければないと規定しているのである。⁽⁸⁰⁾ そしてこれは第三当事者請求、共同訴訟人間請求についても同様であるとされている。⁽⁸¹⁾

(ハ) 数個の請求が同一の取引または事件から生ずるとされる場合

原告は規則二・二〇三(A)項により同一の取引または事件から生じた被告に対して有する数個の請求を单一の訴訟に併合しなければならないとされるが、原告が併合を求められる同一の取引または事件から生じた数個の請求とはどのような請求を意味するのかについては、同様の規定を有する連邦民事訴訟規則一三条(a)項の必要的反訴のルールについて展開されてきた解釈が注目される。まず第一に、数個の請求が同一の取引または事件から生ずる場合は、必要

的反訴のルールが存在しないとすれば前訴請求に関する既判事項の原則が被告の後訴請求を排斥するような関係にある場合を指すとする見解がある⁽⁸³⁾。しかし、このテストは不明確性を有する前訴裁判という概念をその基準としており、また必要的反訴のルールが存在しない法域では、訴答者は一般に前訴において反訴として提起することのできた請求について後訴を提起することを既判力により排斥されないから、このテストの前提には論理的誤謬が存在すると批判がなされている⁽⁸⁴⁾。第二に、数個の請求が同一の取引または事件から生ずる場合は、請求および反訴により提出される事実上および法律上の争点が大部分同一である場合を指すとする見解がある⁽⁸⁵⁾。この見解に対しても、それが争点の同一性を要求する限りでは必要的反訴のルールの適用範囲を不適当に狭いものとするし、またもし完全な争点の同一性が要求されないとすればそのルールを適用するためにどの程度の争点の重複が存在しなければならないかを判断する適切な基準は存在しないとの批判がなされている⁽⁸⁶⁾。第三に、実質的に同一の証拠が原告の請求と被告の反訴を支持したが本質的に異なる証拠を含むようなすべての事例が除外されてしまうであろうとする批判がある⁽⁸⁷⁾。第四に、請求と反訴との間になんらかの論理的関連性が存在する場合を指すとする見解がある⁽⁸⁸⁾。しかし、このテストによれば反訴が必要なものであるかどうかの判断は、反訴を本訴請求と同一の訴訟において審理することにより効率性または訴訟経済が実現されるかどうかに基づくとされる。それゆえ、本訴請求と反訴との事実上または争点上の関係よりも裁判所の便宜 (convenience) が重要とされるのであり、したがってその特色は柔軟性にあるとされる。連邦裁判所の判例によれば、「の必要的反訴のルールは被告が相手方当事者の請求と論理的関連性を有するすべての請求を反訴として

併合しなければならないことを規定するものと解釈されてきた⁽⁹¹⁾。そして、裁判所は反訴が相手方当事者の請求と論理的に関連している場合というのは、それぞれの請求について別個の審理を行なうことが当事者と裁判所に対してもかなりの労力と時間の重複を生じさせるような場合をさすと判示してきた⁽⁹²⁾。多数の請求が多くの同一の事実上の争点もしくは同一の事実上および法律上の争点を含み、またはそれらが当事者間の同一の基本的な紛争の派生物である場合は、公正と便宜および訴訟経済の考慮に基づき被告はそれらの請求を反訴として併合することを要求されるのである⁽⁹³⁾。Soave 教授はミシガン裁判所規則においてもこれと同様の機能的な解釈を行なうこととが適切であるとし、もし数個の請求についてかなりの証拠上の重複が存在するためにそれらを一体的に考慮することが望ましいとすれば、当事者はそれらの数個の請求を单一の訴訟に併合しなければならないとされる⁽⁹⁴⁾。

(二) 併合を要求される請求を併合しない場合と規則二・二〇三(A)項

(a) 前訴での原告の勝訴敗訴との関係

旧規則であるミシガン一般裁判所規則二〇三第一項によれば、前訴での原告の請求不併合に対し被告が当該前訴において異議を申し立てないならばその異議は放棄され判決は現実に争われた請求以上のものを「吸合」(merge)しないものと規定していた。そして「吸合」とは一般に前訴での原告勝訴判決の効力を意味するものとして使用されるため、当規則が前訴での原告勝訴判決の場合にのみ適用されるのかそれともそれ以外に前訴での原告敗訴判決の場合にも適用されるのかどうかについて見解が分かれていた⁽⁹⁵⁾。しかし、新規則二・二〇三(A)項二号は「判決は現実に争われた請求のみを吸合するものとする」と定め旧規則とほぼ同一の規定を採用しており、それゆえ旧規則におけるこ

の点についての解釈上の争いはそのまま新規則に持ちこまれることになった。したがって、新規則の下においても「吸合」の意義を厳密に理解し規則における異議の放棄の規定の適用範囲を前訴での原告勝訴判決の場合に限定しようとする解釈と、「吸合」の意義を拡張して前訴での原告敗訴判決の効力をも意味する「阻止」をも包摂するものと理解し異議の放棄の規定は前訴での原告の勝訴敗訴を問わず画一的に適用されるとする解釈とが生ずるであろう。これに対して、以上のような解釈があまりにも安易に「吸合」(merger)と「阻止」(bar)との間の区別を前訴での原告の勝訴敗訴の区別と同一のものと考えてしまっているとの批判がなされている。この批判によれば、「阻止」の原則の一般的な目的は矛盾した裁判を妨げるということである。ひとたび原告が前訴において敗訴するならば後訴での結果を変更しようとすることは許されない⁽⁹⁶⁾。他方において、「吸合」の原則は訴訟経済に基づく。原告が前訴において勝訴しても一度に争うべきであつたものを二度争うことは許されない⁽⁹⁷⁾。このような前提に立つものとすれば、前訴で敗訴した原告が後訴を提起する)ことが前訴判決と矛盾しない場合は訴訟経済の問題を生じさせ、したがってそれは「阻止」の原則ではなく「吸合」の原則と関連性を有することになる。それゆえ、Rogers 事件では「吸合」の意味を拡張解釈せずに本規則の適用が可能であったとの指摘がなされている⁽⁹⁸⁾。

(b) 請求（訴訟原因）分割禁止のルールと必要的請求併合のルールとの関係

民事訴訟におけるコモン・ロー上の原則である請求（訴訟原因）分割禁止のルールとミシガン裁判所規則における必要的請求併合のルールとは次のような点において異なる。請求（訴訟原因）分割禁止のルールはより狭いものであり、单一の「請求」または「訴訟原因」の分割を禁止している⁽⁹⁹⁾。これに対して規則二・二〇三(A)項は、一つの請求を

陳述する訴答者がこれと同一の取引または事件から生じたその他のすべての請求を单一の訴訟に併合提起しなければならないことを定める⁽¹⁰⁰⁾。言い換えればコモン・ロー上の分割禁止のルールは单一の請求の分割を取り扱う一方で、裁判所規則は数個の請求が共通の原因——同一の取引または事件——から生ずる場合にそれらの数個の請求が併合されない場合を取り扱う⁽¹⁰¹⁾。これら双方のルールのこのような関係から、Michigan National Bank v. Martin 事件⁽¹⁰²⁾における裁判所の判決には問題があるとの指摘がなされる⁽¹⁰³⁾。この事件で原告は被告に対する単一の貸付金の担保として、被告の三個の不動産についてそれぞれ三つの別個のモーゲージの設定を受け、その後それらのそれぞれについて三つの別個の受戻権喪失訴訟を提起した。第一の訴訟で被告は他の訴訟の請求が併合されていないとの異議の申立てをしたが、この被告の異議申立てについて他の請求が併合されていなかつたことを主張し、他の二つの訴訟においてそれらの訴訟の却下を求める促進判決を求める申立てをした。控訴裁判所の判決によれば、当該貸付金は单一の訴訟原因を生じさせるがそれぞれのモーゲージの実行は別個の訴訟原因を構成するという理由に基づき、必要的併合のルールは適用されないものとした⁽¹⁰⁴⁾。しかし、本件においては請求分割禁止のルールの適用が問題となるのではなく必要的請求併合のルールの適用が問題となることは明らかであろう。それゆえ、控訴裁判所はこれらの双方のルールの相違を誤解したものであるとの批判がなされている⁽¹⁰⁵⁾。したがって、被告が前訴において原告の請求不併合に対して異議の申立てをしたとした場合に本件が規則二・二〇三(A)項の適用を受けないものとするためには、①当該モーゲージが同一の取引または事件から生じたものではないとするか（この点は本件では明らかでない）、または②当該事件の事実の下での特

別な例外を援用するか（本件では一つの土地が他の土地とは異なるカウンティーに位置しており、かつそれが全く異なる原告による受戻権喪失訴訟の対象となっていた）のいずれかの理由に基づくべきであるとの指摘がなされている。⁽¹⁰⁷⁾

（ホ）法的視点を提出しない場合と規則二・二〇三(A)項

（a）規則二・二〇三(A)項における原則

コモン・ロー上の歴史において異なる数個の請求が存在する場合と单一の請求を根拠づける異なる数個の法的視点（theories）のみが存在する場合は明確に区別されてきた。⁽¹⁰⁸⁾ ミシガン裁判所規則二・二〇三(A)項は原告が被告に対して同一事件から生じた数個の請求を有する場合をその適用の対象としており、原告が被告に対し同一請求のための数個の法的視点を有する場合には適用されないのである。この原則を明確に示したのは *Purification Systems Inc. v. Mastan Co.* 事件⁽¹⁰⁹⁾である。この事件において原告は默示契約の違反を理由とする損害賠償を請求したのであるが、明示契約に基づく支払いの不履行を理由とする前訴すでに原告敗訴判決が言い渡されていた。控訴裁判所は、被告が前訴において默示契約に基づく法的視点を併合するよう異議の申立てをしなかつたにもかかわらず後訴は却下されるものと判示した。裁判所の推論によれば、規則二〇三は「法的視点」の併合ではなく「請求」の併合をその適用の対象としており、一定の請求を基礎づけるすべての法的視点は異議申立ての有無にかかわらず提出されなければならないのであり、前訴において提出されなかつた法的視点を後訴において提出することは排斥された⁽¹¹⁰⁾。この判決を支持する見解は、もしこの判決と異なる結論が採られるならば被告は不適切な立場に置かれるであろうと

する。なぜなら、本件のように原告が被告に対して同一請求についての数個の法的視点を有するにすぎない場合にもまた規則二〇三が適用されるとすれば、被告は法的視点の不併合に対しても異議を申し立てなければならないのであり（相手方に対して損害賠償のための異なる法的視点を示さなければならない）、そのような異議の申立てがなされないとすればわずかに異なる法的視点が申し立てられる限りで、被告は同一の請求または訴訟原因のための連續した訴訟の提起を受けることになるからである。⁽¹¹¹⁾ ミシガン州最高裁は当初「」の *Purification* 判決における推論を支持しなかった。⁽¹¹²⁾ しかし、最高裁は後にこの判決を支持するに至り、新規則の制定に際して規則二・二〇三(A)項二号後段において「」のルールはコラテラル・エストップルに対し、または単一の請求について異なる法的視点に基づき再訴する」との禁止に対しなんらの影響も与えない」と規定し、*Purification* 判決における原則を明文化した。⁽¹¹³⁾

（b）規則二・二〇三(A)項二号後段の原則に対する例外

原告が被告に対して同一請求のための数個の法的視点を有するにすぎない場合は数個の請求の存在を前提とする規則二・二〇三(A)項の適用を受けず、それゆえ前訴で提出されなかつた法的視点を後訴において提出することは前訴での被告の異議申立ての有無とはかわりなく排斥されるとするのが原則であるが、このような原則に対し例外的に同一請求についての再訴が許されるとする場合が存在するとされる。⁽¹¹⁴⁾ *Malesev v. Garavaglia* 事件⁽¹¹⁵⁾は、このような原則に対する例外を示しているとされる。この事件において、原告は被告建設会社が県道路委員会のために行った作業の結果原告の土地が陥没したことを理由として被告に対し不法行為に基づく前訴を提起したが、三年の出訴期限法が適用され却下された。その後原告は自らが建設会社と県道路委員会との間の契約に関する第三受益者であり、

その契約上の請求は六年の出訴期限法の適用を受けると主張してそれらの双方を被告として後訴を提起した。控訴裁判所は規則二〇三を適用して、一审裁判所が既判事項の原則に基づき言い渡した却下判決を破棄した。⁽¹⁷⁾ 本件においてもし二個の異なる請求が存在しているとすれば、前訴で被告が異議を申し立てない場合に規則二〇三を適用して後訴を認めるることは適切であると考えられる。これに対して、本件においては原告の財産に対する単一の権利侵害というもっぱら一個の請求のみが存在しており、救済のための二つの異なる法的視点が存在するにすぎないと結論を採るならば、原告が前訴で提出しなかつた法的視点を後訴において提出することは、前訴での被告の異議申立ての有無とは無関係に請求分割禁止の原則により排斥されることになる。⁽¹⁸⁾ しかし、本件が後者の事例に属するとされる場合でもなお例外的に同一請求についての再訴が許されるとする見解が存在する。この見解によれば、請求分割禁止の原則は効率性の原則に基づくものであり、本件では前訴は出訴期限の経過により却下されたので必然的になんらの不効率性も存在せず、それゆえ本件においては後訴を却下する政策的な根拠は薄弱であるとする。⁽¹⁹⁾ 前訴で十分な審理がなされた後に後訴においてさらに審理を行なうことは不効率なものであるからその場合には請求分割禁止の原則は容易に正当化されるが、前訴が出訴期限の申立てに基づき却下される場合は請求分割禁止の原則の援用は正当化されないのである。したがって、このような見解を前提とすれば、規則二・二〇三(A)項二号は同一請求を異なる法的視点に基づき再度争うことを禁止しているが、Malesev 判決はこの原則に対する例外を示すものとして正当な判例法であると述べることができる。⁽²⁰⁾

(く) コラテラル・エストッペルとの関係

旧規則二〇三は、請求不併合に対する異議申立てが放棄される場合のコラテラル・エストッペルの効力については特に言及していなかった。⁽²¹⁾ 新規則においては、異議が放棄される場合のルールはコラテラル・エストッペル（および請求の分割）に対してなんらの影響も与えないとする規定が同規則二・二〇三(A)項二号に明記された。このコラテラル・エストッペルのルールは、前述の契約訴訟の設例において同一の結論を導くもう一つのルールである。⁽²²⁾ もし原告が売買代金支払いを求める前訴を提起し勝訴するならば、事実審理者は原告が当該契約に従い適切な履行をなしたことのを含めその請求に必要とされる要件を原告に有利に判断しているのである。それゆえ、被告が原告に対しても該契約について物の瑕疵が存在することを理由とする後訴を提起する場合、被告はコラテラル・エストッペルのルールにより後訴においてその争点を再度争うことを排斥される。その争点は後訴での前訴被告の請求についての重要な争点であるから、このルールの適用に基づき前訴被告は敗訴することになる。⁽²³⁾ しかし、コラテラル・エストッペルは一般に争点が現実に争われたことを要求しているので、いくつかの事例では判決の一貫性の原則の方がコラテラル・エストッペルの原則よりも一層強い効力を有するものとされる。⁽²⁴⁾ それゆえ、Baland v. C. D. Barnes 事件⁽²⁵⁾では控訴裁判所は既判事項の原則に基づき後訴を排斥することにより正当な結論に達することができたが、コラテラル・エストッペルの原則に基づき同一の結論に達することはできなかつた。なぜなら、原告が後訴で提起しようとした事項は前訴で防禦方法として提出さるべきであったが提出されなかつたのであり、それゆえ決して現実に争われなかつたからである。⁽²⁶⁾

(ト) 防禦方法を提出しない場合と規則二・二〇三(A)項

⁽¹⁷⁾ ミシガン裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(小松)

前訴においてある防禦方法 (defense) を提出しない場合に、後訴においてその防禦方法を訴訟原因として積極的に使用する」とは排斥されるであろう。なぜなら、前訴において提出されなかつた防禦方法に基づいて後訴での救済を認める」とは、しばしば前訴判決と論理的に矛盾した判決をもたらすからである。⁽¹²⁷⁾しかし、ある防禦方法を陳述しない場合に常にその後その防禦方法を利用することが不可能となるわけではない。なぜなら、まず第一に既判事項の原則および規則11・11〇(1)(A)項の必要的併合のルールは双方とも防禦方法にではなく請求に適用されるからである。⁽¹²⁸⁾また第二に、前訴において防禦方法が提出され敗訴した場合には後訴においてコラテラル・エヌストップルが適用されるが、そのルールは伝統的に現実に争われた争点のみに適用され、提出されなかつた防禦方法には適用されないからである。⁽¹²⁹⁾このようなルールとの関連で問題となるのは *Continental Cas. Co. v. Enco Associates, Inc.* 事件である。⁽¹³⁰⁾この事件で原告たる保険会社は被告に対し、保険証券に定められた期間内に被告によりなんらの請求もなされたので原告は後訴において他の防禦方法を提出する」とができると判示した。⁽¹³¹⁾しかしながらこの判例に対しては、防禦方法と請求とは本質的に異なるものであり、本件において原告の後訴が認められるのは防禦方法の必要的併合を定める規則が存在しないからであり、そのような規則が存在するが規則11・11〇(1)(A)項②号の異議の放棄の規定が適用されるからではないとの批判がなされている。⁽¹³²⁾

(54) Greco, *Michigan Court Rules of 1985*, 63 MICH. B. J. 922 (1984).

(55) *Ibid.*

(56) *Ibid.*

(57) *Ibid.*

(58) *Ibid.*

(59) *Ibid.*

(60) *Ibid.* 第11章では最初の総則規定に続いて、第一節は訴訟の開始・召喚状の送達・訴答 (pleadings)・申立て (motions)、

第一節は当事者・請求併合および当事者併合・裁判地・訴訟事件の移送、第三節は開示 (discovery)、第四節は審理前協議・調停 (mediation)・判決の記録記載に対する合意の申込み・未成年者のための和解、第五節は事実審理・罰則付召喚令状 (subpoenas)・陪審、第六節は判決および命令・判決後の訴訟手続を規定している。

(61) *Ibid.* 第11章では最初の総則規定に続いて、第一節は債権 (仮) 差押および差押に関する手続、第二節は家庭事件に関する手続、第三節は特別令状 (extraordinary writs) に関する手続、第四節は不動産に関する手続、第五節は代表訴訟に関する手続、第六節はその他の手続を規定している。

(62) *Ibid.*

(63) “シガソ裁判所規則11・11〇(1)(A)”、シガソ裁判所規則の第11章第11節の第11条の規定を意味している。

(64) *See, Staff Comments of Michigan Court Rule 2*, 203 (1985).

(65) *Ibid.*

(66) 前述、本稿11(1)(A)(B)および前掲注(6)の諸判例を参照。

(67) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *MICHIGAN COURT RULES PRACTICE* 24 (3d. ed. 1985). もとよりシガソ裁判所規則における必要的請求併合のルールはシガソ裁判所規則の第11章第11節の第11条の規定を意味している。

シガソ裁判所規則における請求併合と当事者併合の交錯(1)(A) (小松)

FORMS 118 (2d. ed. 1985) を参照。本稿はこれらの双方の著書に負うところが大きい。

- (68) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 67, at 27. 運邦民事訴訟規則第一八条は任意的請求併合のルールを規定し、同規則第一三一条の項は必要的反訴のルールを規定している。

(69) *Ibid.* もた、前訴後訴はあたる請求ないし結論原因の同一性の判定基準を両訴訟での事件の同一性に求めらるべきと事件のテスルが実際には請求の必要的併合のルールに相違あるべきであるとする意見がある。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE 347, 627 (1985)⁶⁰ やる、この点を闇視して F. JAMES & G. HAZARD, CIVIL PROCEDURE 460, 598 (3d. ed. 1985) を参照。

(70) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 67, at 27.

(71) *Ibid.*

(72) *Ibid.* 必要的反訴のルールを有しない法域では、前訴被告が前訴における反訴として提起するものであたる請求に基づいて後訴を提起するとは原則として既判事項のルールによつ排斥されない。しかし、この原則に対する例外として、前訴被告の請求と前訴原告の請求との間にもし後訴での前訴被告の請求について勝訴判決が言い渡されるならば前訴判決が覆滅されあたる前訴で確定された権利が書かれねども関係が存在するならば、既判事項のルールは前訴における被告が反訴として提起することができる請求に基づく後訴の提起を禁止する。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 69, at 351 n. 30; RESTATEMENT (SECOND) OF JUDGMENTS, §22, Comment f. (1982). もう少し詳しく、Rinaldi v. Rinaldi, 122 Mich. App. 391, 333 N.W. 2d 61, 64-66 (1983); Boland v. C.D. Barnes Associates, Inc., 126 Mich. App. 569, 337 N.W. 2d 581 (1983); Van Pembrook v. Zero Manufacturing Co., 146 Mich. App. 87, 380 N.W. 2d 60, 67 (1985) 参照。

(73) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 67, at 27.

(74) *Id.* at 28.

(75) *Ibid.*; 5 J. SOARE, MICHIGAN PRACTICE - CIVIL PROCEDURE MANUAL WITH FORMS 118 (2d. ed. 1985).

(76) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 67, at 28.

(77) *Ibid.*

(78) *Ibid.* ただし、田規則やあるシンガノ一般裁判所規則のトビタリヤ、同規則11011第一項は原告の請求に対しだけでせざる反訴、共同訴訟人間請求および第三当事者請求に対する複数請求の解釈が採られてきた。1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES ANNOTATED 476 (2d. ed. 1962). wij の点で、拙稿・前掲注(3) 国士館法科大学一九四一五〇頁—一五一页ある 176頁の注(2) 参照。

(79) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 67, at 28.

(80) *Ibid.*

(81) *Ibid.* もれか、被告の原告に対する反訴が既判の請求と同一の取扱いとは事件から生じたものであるからか、ルール上は重要な意味を持たない。

(82) *Ibid.* 第三当事者請求 (third party claims) は既判11011 (MCR2.203) と既判規則11011 (MCR2.204) は、共同訴訟人間請求 (cross-claims) が規則11・11011 (MCR2.203) の既判規則11011 (MCR2.204) と共同訴訟人間請求 (cross-claims) である。

(83) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE 351 (1985) やる同頁の脚注(2) は既判の判例を参照。

(84) *Ibid.* もれか原眼と接するは例外が存在する。J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, CIVIL PROCEDURE 351 (1985) やる同頁の脚注(2) を参照。

(85) J. FRIEDENTHAL, M. KANE & A. MILLER, *supra* note 83, at 351 やる同頁の脚注(2) は既判の詮釋を参照。

(86) *Ibid.*

(87) *Ibid.* やる同頁の脚注(2) は既判の判例を参照。

(88) *Id.* at 351-352.

- (89) *Id.* at 351' 索めの回復の請求 (28) 及びその評述を参照。

(90) *Id.* at 352.

(91) 5 J. SOAVE, MICHIGAN PRACTICE - CIVIL PROCEDURE MANUAL WITH FORMS 118 (2d. ed. 1985); Moore v. New York Cotton Exchange, 270 U. S. 593, 46 S. Ct. 367; Zion v. Sentry Safety Control Corp., 258 F. 2d 31 (3d Cir. 1958).

(92) Great Lakes Rubber Corp. v. Herbert Cooper Co., 286 F. 2d 631, at 634 (3d Cir. 1961).

(93) *Ibid.* 必要な反訴の範囲及び効果の説明 (27) 及び上級法院「反訴の強制と既判事項の準用」——アメカ法典第19号「反訴の範囲」(27) 参照。

(94) 5 J. SOAVE, *supra* note 91, at 119.

(95) 前述、本稿 1 (1) (一) (a) 参照。

(96) 2. J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, MICHIGAN COURT RULES PRACTICE 29 (3d. ed. 1985).

(97) *Ibid.*

(98) *Ibid.*

(99) 2 *id.* at 30.

(100) *Ibid.*

(101) *Ibid.*

(102) 19 Mich. App. 458, 172 N. W. 2d 920 (1969). 1) の評述の説明 (27) 指稿前掲注 (28) 國士館法学第19号「五七回目」参照。

(103) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 29.

(104) 19 Mich. App. 458, 172 N. W. 2d 920-921 (1969). 2) 1 J. HONIGMAN & C. HAWKINS, MICHIGAN COURT RULES (105) 19 Mich. App. 458, 172 N. W. 2d 920, at 921 (1969).

(106) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 29-30.

(107) 2 *id.* 30; 19 Mich. App. 458, 172 N. W. 2d 920, at 922 (1969) は後者の特別な例外を挙げ、前訴での原告の請求不併合 (27) 原則と既判性を存続 (27) するが既判権を除外する。

(108) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 30.

(109) 40 Mich. App. 308, 198 N. W. 2d 807 (1972). 1) の評述の説明 (27) 指稿前掲注 (28) 國士館法学第19号「六三回目」参照。

(110) *Id.* at 810; 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 31. 2) の点を闡述して Hughes v. Medical Ancillary Services, Inc., 88 Mich. App. 395, 277 N. W. 2d 335 (1979), 索めの指稿前掲注 (28) 叫大法研譜集第116号「六三回目」参照。

(111) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 31.

(112) See, Rogers v. Colonial Federal Savings & Loan Association of Grosse Pointe Woods, 405 Mich. 609 n. 6, 275 N. W. 2d 499, at 504 n. 6' 索めの指稿前掲注 (28) 國士館法典第19号「七八回注 (33)」を参照。

(113) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 31. もちろん、規則 11-110(1)(3) 項のトドミルヌー Rogers 判決の趣出 (27) 取り扱ふべきだ点であるが——数個の異なる請求が存在する場合か、それとも1回の請求の

みが存在しておりただそれを根拠でける数個の異なる法的視点が存在するにすぎない場合かを区別する必要となる。
 ハ)のような請求ないし訴訟原因の同一性識別基準については、必要的請求併合のルールを有しない法域においても（かつて）
 れる法域ではなおさら）請求と法的視点とを区別する必要が存在するので、これらの法域における判例法にその指針を求
 めねじとがである。ゆくとも、規則二・二〇三(A)項は「同一の」取引または事件から生じた「数個の」請求をその適用の対
 象としているので、請求ないし訴訟原因の同一性識別基準としていわゆる同一事件のテストを採用することはできないとされ
 る。Ibid. 請求なし訴訟原因の同一性識別基準については、拙稿「アメリカ民事訴訟における請求の必要的併合をめぐ
 る学説の展開——Schopflocher の見解を中心として——」国士館大学法学部二十周年記念『法と社会(平成)』一一頁以下
 (平成11) を参照。以上の点から、マッカン裁判所規則二・二〇三(A)項においてはまず第一に一個の請求のみが存在する
 やれる場合がそれとも数個の請求が存在するとする場合であるのかを判断し、第二に数個の請求が存在するとする場合
 にはそれら数個の請求が同一の取引または事件から生じたものであるかどうかを判断することが必要となる。数個の請求が
 同一の取引または事件から生じたものとされるかどうかの判断基準については、前述(ハ)を参照。

- (114) 前述(キ)(ア)参照。
- (115) 2. J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 31-32.
- (116) 12 Mich. App. 282, 162 N. W. 2d 844 (1968). Malesev 事件の詳細については、拙稿前掲注(3)早大法研論集第
 116号一六〇頁—一六一頁参照。
- (117) 拙稿前掲注(3)早大法研論集第116号一六一頁参照。
- (118) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 32.
- (119) Ibid.
- (120) Ibid. ハ)の誤認による上記・前掲注(3)参考雑誌第十九号一八頁参照。
- (121) See, MICHIGAN GENERAL COURT RULE 203. 1 (1963). 略称の拙稿前掲注(3) 国士館法学第一九号一四四頁参照。
- (122) 前述(111)～(117)は本件の詮例を参照。
- (123) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 32-33.
- (124) 2 *id.* at 33.
- (125) 126 Mich. App. 569, 337 N. W. 2d 581 (1983).
- (126) Ibid.
- (127) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 34.
- (128) Ibid.
- (129) 2 *id.* at 34-35.
- (130) Ibid.
- (131) 66 Mich. App. 46, 238 N. W. 2d 198 (1975). Enco 事件の詮認による拙稿前掲注(3) 国士館法学第一九号
 一六六—一六九頁参照。
- (132) 66 Mich. App. 46, 238 N. W. 2d 198, at 200.
- (133) 2 J. MARTIN, R. DEAN & R. WEBSTER, *supra* note 96, at 35.